

第 5 回

熊本県議会

# 農林水産常任委員会会議記録

平成26年10月 1 日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 5 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成26年10月1日(水曜日)

午前10時0分開議

午前11時37分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成26年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

議案第19号 財産の無償貸付けについて

議案第21号 平成26年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について

議案第22号 平成26年度農地海岸保全事業の経費に対する市町負担金について

議案第23号 平成26年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について

報告第3号 専決処分報告について

報告第29号 公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第30号 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第31号 公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第32号 公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第33号 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出について

報告第34号 公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①平成25年度野生鳥獣による被害状況について

②地下水と土を育む農業の推進について

出席委員(6人)

委員長 淵 上 陽 一

副委員長 九 谷 高 弘

委員 岩 中 伸 司

委員 堤 泰 宏

委員 井 手 順 雄

委員 浦 田 祐三子

欠席委員(2人)

委員 村 上 寅 美

委員 早 川 英 明

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 梅 本 茂

政策審議監 濱 田 義 之

経営局長 山 口 達 人

生産局長 山 中 典 和

農村振興局長 小 柳 倫太郎

森林局長 岡 部 清 志

水産局長 平 岡 政 宏

首席審議員兼

農林水産政策課長 田 中 純 二

団体支援課長 山 口 洋 一

農地・農業振興課長 本 田 充 郎

農地・農業振興課政策監 川 口 卓 也

担い手・企業参入支援課長 國 武 慎一郎

流通企画課長 西 山 英 樹

むらづくり課長 潮 崎 昭 二

農業技術課長 園 田 誠

農産課長 下 舞 睦 哉

園芸課長 古 場 潤 一  
畜産課長 矢 野 利 彦  
首席審議員兼農村計画課長 荻 野 憲 一  
農地整備課長 池 田 雄 一  
技術管理課長 原 俊 彦  
首席審議員兼森林整備課長 長崎屋 圭 太  
林業振興課長 江 上 憲 二  
森林保全課長 塩 木 康 博  
水産振興課長 平 山 泉  
漁港漁場整備課長 原 田 高 臣  
農業研究センター所長 野 口 法 子

事務局職員出席者

議事課主幹 黒 岩 雅 樹  
政務調査課主幹 福 田 聖 哉

午前10時0分開議

○淵上陽一委員長 ただいまから、第5回農林水産常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、梅本農林水産部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

○梅本農林水産部長 おはようございます。

今回御提案しております議案等の概要につきまして御説明をいたします。

平成26年度一般会計補正予算と、それから、財産関係1件、市町村負担金関係3件、報告事項7件でございます。

まず、補正予算でございますけれども、総額2億2,000万円余の増額補正としております。補正後の農林水産部の一般会計と特別会

計の予算総額は663億円余になります。

補正予算の主な内容でございますが、6月から7月にかけて断続的に発生いたしました豪雨や台風に伴う林道災害の復旧あるいは治山事業に要する経費を初め、浜の活力再生プランに掲げます漁家所得の向上あるいは経営体質の強化の取り組みへの支援に要する経費などを計上しております。

次に、財産関係では、旧西原公共育成牧場の県有建物に係ります西原村への無償貸し付け契約の延長に関する議案を提案させていただいております。

次に、市町村負担金関係では、26年度に県が実施します農林水産関係の建設事業に要する経費の一部について、受益市町村の負担率を定めるための3件の議案を御提案させていただいております。

次に、報告事項といたしまして、交通事故に係る専決処分1件及び県出資の6法人について経営状況を報告させていただきます。

以上が議案等の概要でございますが、詳細はそれぞれ担当課長から説明させますので、御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

また、その他報告事項といたしまして2件、1件は、野生鳥獣による被害状況、それからもう1件が、地下水と土を育む農業の推進、この2件について報告させていただきます。

以上、よろしく願い申し上げます。

○田中農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

お手元に配付しております説明資料は、平成26年9月議会、農林水産常任委員会説明資料、県が出資等を行う6つの法人の経営状況説明資料、2つのその他報告資料をお手元に配付しております。

まず初めに、農林水産常任委員会説明資料をお願いいたします。1ページをお願いいた

します。

平成26年度9月補正予算総括表でございます。

補正額の一番下の欄でございます。

農林水産部全体の9月補正は2億2,000万円余の増額補正で、補正後の総額は663億円余となっております。

次に、農林水産政策課の補正予算を説明いたします。2ページをお願いいたします。

水産研究センター費でございます。説明欄をごらんください。

貝毒分析の精度向上及び貝類の安全性確保に向けた独立行政法人水産総合研究センターとの共同研究等に要する経費としまして、261万円余を計上いたしております。

続きまして、ページ飛びますが、14ページをお願いいたします。

縦書きになりますけれども、14ページの議案第21号から19ページの議案第23号までは、いずれも平成26年度の農林水産関係の建設事業につきまして、受益市町村が負担する経費の負担率を定めるものでございます。

県が行う建設事業につきましては、法律上、その経費について、受益市町村に負担させることができることとされております。この負担率を定めるに当たりましては、受益市町村の意見を聞いた上で、県議会の議決を経て定めることとなっております。

議案につきまして、根拠法令ごとに、14ページの議案第21号が地方財政法関係、16ページの議案第22号が海岸法関係、18ページの議案第23号が土地改良法関係のものとなっております。

各事業の負担割合は、国のガイドライン等により設定したものでございまして、受益市町村の同意を得たものでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

交通事故に関する専決処分の報告でございます。内容は、21ページの資料で御説明いた

します。

6の事故の状況でございます。

昨年12月18日に、県南広域本部農林水産部の職員が、海岸保全事業の打ち合わせに向かうため同本部駐車場内を公用車で走行中、見通しの悪いT字路において交差点に進入したところ、右側から直進してきたタイヤ交換業務のために相手方が運転する土木部の公用車と衝突したものでございます。

今回の事故は、相手方優先の交差点で衝突したものであり、職員の過失が大きいことから、双方の過失割合は、県側80、相手方20となりまして、本年8月28日に和解について専決処分を行ったものでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

ここから27ページまでは、県が一定割合の出資または債務負担を行っている6つの法人についての経営状況の報告でございます。なお、これらの法人のほかに、決算時期の関係から2月議会で御報告するものがございます。詳細につきましては、それぞれ担当課から説明させていただきます。

農林水産政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○本田農地・農業振興課長 農地・農業振興課でございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

農業総務費の国庫支出金返納金でございますが、175万円余の増額補正をお願いしております。

右の説明欄にありますように、1つ目が、農業委員会等振興助成費国庫返納金でございます。これは、市町村農業委員会や熊本県農業会議の運営事務費等について、25年度の国庫補助が確定しましたために、国庫分を返納するものでございます。

2つ目は、農地集積加速化事業国庫返納金でございます。これは、市町村が人・農地普

ランを作成する事務費等について確定したために、国庫分を返納するものでございます。

続きまして、説明資料の22ページをお願いいたします。

報告第29号公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

農業公社の業務内容につきましては、農林水産部の4課にまたがりますが、法人を所管しております農地・農業振興課のほうから御報告をさせていただきます。

平成25年度の経営状況について御説明をいたします。お手元の別冊のほうをお願いいたします。

別冊の表紙をあけていただきまして、左側に目次がございまして、右側に概要がございまして、この右側の資料と、その裏側の2ページを使いまして御説明をしたいと思います。

まず、Ⅰの基本情報でございます。

1の設立目的にありますように、農業公社では、農地中間管理事業等による農地集積、新規就農支援、農業公園の管理等を行っております。

2のこれまでの経緯にありますように、昭和46年に農地管理公社として設立されまして、平成24年4月1日に公益財団法人へ移行し、名称を公益財団法人熊本県農業公社に変更しております。そして、本年3月に県から農地中間管理機構の指定を受けております。

組織のトップであります評議員会会長には、知事に就任していただいております。職員は、非常勤職員を合わせて54名でございます。

基本財産は5億3,848万円余、県の出資比率は47.4%でございます。

続きまして、下段のⅡ、平成25年度決算の概要について御説明いたします。

表の一番上の区分欄にありますように、当公社には、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の3会計がございます。

まず、表の上から3段目の当期経常増減額をごらんいただきたいと思います。

これは各会計の一般的な収支をあらわす欄でございますが、収益事業等会計が若干の黒字で、他の2会計が若干の赤字、全体としてほぼ収支が均衡しているという状況でございます。

続きまして、中ほどにございます当期一般正味財産増減額(H)と書いてあるところをごらんいただきたいと思います。

これは企業会計で言うところの当期純利益に相当する項目でございますが、右にございますように、全体で352万7,000円の黒字となっております。

最後に、下から2段目でございますが、指定正味財産期末残高でございます。

これは財団にございます出資金、寄附金等の指定財産の管理状況をあらわす欄でございますが、昨年度は、国の基金事業が廃止されたことに伴いまして、基金を2億9,900万円国、県に返還してございまして、期末の残高は5億3,288万円余となっております。

続いて、裏のページをお願いいたします。

裏面のⅢの事業実績等で、個別の事業実績等について御説明します。

最初に、1の農地保有合理化事業でございますが、この事業は、規模を縮小したい農家等から農地を買い入れ、規模を拡大する担い手農業者等へ農地を売り渡し、集積させる事業でございます。

①の農地売買事業は、平成25年度の実績ですが、前年度を若干上回っております。ちなみに、都道府県の農業公社の中では6番目ぐらいの取り扱い面積となっております。

続きまして、2の畜産公共事業でございますが、県南部の2地区で事業を行っております。

続きまして、3番の新規就農支援事業でございますが、県内各地域に新規就農支援アドバイザー11名を配置し相談窓口の機能を拡充

するとともに、新規就農者への助言・指導活動を強化し、全体で715件の相談に対応しております。24年度と比べまして100件以上の相談増となっております。

次に、4の農業公園管理運営等事業でございますが、県農業公園の指定管理者として施設の管理運営を受託しております。管理費は1億4,400万円余でございます。

平成25年度の入園者数は、ほぼ横ばいの約47万人となっております。

以上が公益財団法人熊本県農業公社の経営状況の概要でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○國武担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

説明資料は、予算関係にお戻りいただき、4ページをお願いいたします。

農業構造改善事業費の国庫支出金返納金といたしまして、49万3,000円の増額補正をお願いいたしております。

これは右の説明欄にありますとおり、経営体育成支援事業につきまして、事業費の確定に伴い市町村の補助事業費及び県の事務費の執行残を、県を通して国に返納するものでございます。

担い手・企業参入支援課の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○西山流通企画課長 流通企画課でございます。

引き続き、5ページをお願いいたします。

平成25年度の事業費が確定いたしましたことにより国庫返納金が発生し、170万円余の増額補正をお願いするものでございます。

補正の内容といたしましては、農林水産物の加工、販売を推進いたします6次産業化ネットワーク活動交付金についてでございます。

流通企画課の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○下舞農産課長 農産課でございます。

資料6ページをお願いいたします。

農作物対策費の国庫支出金返納金といたしまして、17万4,000円の補正をお願いしております。

本対策につきましては、行政と農業団体で組織する県段階、地域段階の農業再生協議会で推進をしておりますが、事務費につきまして、一部の協議会において要した経費が交付された額を下回りましたので、今回返還するものでございます。

農産課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○古場園芸課長 園芸課でございます。

園芸課からは、一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況について説明いたします。

資料は別冊になっております。1枚めくっていただき、右のページのほうをごらんいただきたいと思っております。

1の設立の目的をごらんください。

野菜の産地育成と計画的な生産出荷、共同販売体制の確立を期するために、市場において対象野菜の価格の著しい低下があった場合に、生産者に対し補給金の交付を行うことを目的として設立をされております。

3、設立が昭和49年でございます。

5、寄託金、これは基本財産に当たるものでございますけれども、1億2,397万円、このうち県の寄託金は6,000万円でございます。

平成25年度決算の概要でございますけれども、一般正味財産(H)の合計欄、当期一般正味財産増減額、191万2,000円の減、指定正味財産(K)でございますけれども、当期指定正味財産の増減額、295万3,000円の増となっております。

おりまして、正味財産期末残高は3億9,538万円余となっております。

次のページをお願いいたします。

事業の実績でございますけれども、1の交付予約数量でございます。

(1)特定野菜、それから指定野菜で合計3万3,854トンの交付予約を、また(2)県内需要対応型野菜で約40トンの交付予約の申し込みを行っております。

(3)でございますとおり、予約に必要な資金の造成額は18億4,000万円余でございます。国の造成分6億7,500万円余と前年から繰り越しております繰越金11億3,600万円余を差し引いた額、3,057万円余を必要額として造成しております。

次に、2の補給金の交付の実績でございますが、(1)特定・指定野菜で、保証基準額を下回ったアスパラガス、ミニトマト等に4,790万円余、それから(2)県内需要対応型野菜で、春キャベツなどに27万円余を交付しております。

園芸課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○矢野畜産課長 畜産課でございます。

予算説明資料の7ページをお願いいたします。

上段の畜産経営安定対策事業費として、補正額18万円余をお願いいたしております。

これは説明欄に記載しておりますけれども、一般財団法人畜産環境整備機構からの受託費内示増に伴うものでございます。

その下段の家畜衛生・防疫対策事業費として、補正額4,100万円余をお願いしております。

これは説明欄に記載してございますように、鳥インフルエンザに関係します消毒ポイントの設置工事費の増によるものでございます。

この消毒ポイントの設置工事費につきま

して、4月の専決予算におきまして、緊急を要したため、平成22年度に宮崎で口蹄疫が発生した際の設置・撤去経費を参考に計上したものでございます。

今回、県内の発生によりまして、迅速に設置する必要があるため、夜間に設置工事を行った結果、人件費、照明費等の経費関係が増加したことによりまして、工事費が増加したことでございます。

以上、合計で4,100万円余りの増額をお願いするものでございます。

続きまして、資料の12ページをお願いいたします。

財産の無償貸し付けについてでございます。

旧西原公共育成牧場にあります畜舎26棟を、継続して西原村に無償で貸し付けるものでございます。13ページの概要で御説明いたします。

旧西原公共育成牧場は、平成21年3月に廃止いたしましたが、土地の所有者でございます西原村から村有地や県の建物を活用して村の畜産振興を図りたいとの要望があったことから、平成21年9月議会の議決を経て建物に関する無償貸し付け契約を締結したところでございます。

この契約が、本年10月31日に終了することから西原村と協議したところ、貸し付け期間の延長の要望があり、引き続き西原村の畜産振興及び建物の有効活用の観点から貸し付け期間を5年間延長しようとするものでございます。

続きまして、資料24ページをお願いいたします。

報告事項、公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

資料につきましては、別冊の資料、公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類を用いて説明をいたします。

1枚めくっていただきまして、平成25年度決算概要についてを用いて説明をいたします。

当協会は、畜産農家の経営指導、保健衛生指導、畜産物価格安定、家畜改良等を通じて、畜産経営の安定、安全安心の畜産物供給に資することを目的に設立された法人で、平成24年4月に公益法人に移行をいたしました。

組織は、県、市町村、農業団体、家畜自衛防疫促進協議会等、70団体で構成をいたしております。

基本財産であります寄託金は3億8,900万円余で、県は41%の1億6,000万円でございます。

Ⅱの平成25年度の決算の概要でございますが、正味財産増減計算書につきまして、右端の合計欄で御説明をいたします。

一般正味財産増減の部の当期経常増減額、当期経常外増減額を合わせました当期一般正味財産増減額は、表の中ほど、やや下でございます(H)でございますけれども、660万5,000円の黒字となっております。一般正味財産期末残高は1億6,000万円余となります。

次に、指定正味財産増減の部でございますが、指定正味財産は、子牛価格安定制度などの複数面の生産者積立金等の増減でございます。

下から4行目の当期指定正味財産増減額は、肉用牛肥育経営安定対策事業の事業年度が24年度で一旦終了し、払い戻しをいたしましたため、25年度は、指定正味財産が9,200万円余りの減となっております。なお、25年度から新たに積み立てを実施しております。

一番下の行の正味財産期末残高は、合計で56億4,900万円余となります。

裏面をお願いいたします。

Ⅲの事業実績でございます。

1は、畜産経営体の育成・経営支援を行うもので、経営改善指導などを実施いたしてお

ります。経営改善が必要な43件につきまして、経営指導等を実施いたしております。

2は、国民生活の安全安心に資する家畜衛生対策の推進でございますが、家畜衛生対策の推進を図るため、ワクチン接種の推進、家畜防疫互助基金など、衛生対策の推進を行っております。

3は、畜産物価格安定等の業務でございますが、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく指定団体といたしまして、生産者積立金の管理及び交付業務などを実施いたしております。25年度は、補填金といたしまして10億9,000万円余りを交付いたしております。

4は、家畜の改良、登録の推進でございますが、肉用牛の登録、登記、産肉能力の統計分析、評価等を実施いたしました。

以上が公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況についての概要でございます。

畜産課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○長崎屋森林整備課長 森林整備課でございます。

報告第32号の熊本県林業公社の経営状況につきまして説明させていただきます。

別冊の公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類によりまして御説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、Ⅰの基本情報でございます。

設立の目的は、環境の保全に配慮した造林等に関する事業を行うことにより、森林の持つ公益的機能の維持、増進を図り、林業の活性化と山村地域の振興及び住民生活の環境の向上に寄与することでございます。

これまでの経緯は、昭和36年に五家荘林業公社として設立されまして、その後、昭和46年に松くい虫被害が全県的に発生しましたため、その被害跡地の造林を進めるために、県内一円を対象とする熊本県林業公社に改組し

ております。なお、昨年4月1日に公益社団法人に移行しております。

Ⅱの平成25年度決算の概要でございます。

正味財産増減計算書を記載しておりますけれども、貸借対照表及び収支計算書で御説明したほうが公社の経営状況がわかりやすいと思いますので、まず、次ページに参考として載せております表で説明いたします。

まず、貸借対照表でございます。

資産の部の流動資産は、未収金等でございます。固定資産は、ほとんどが山林としての資産として305億8,000万円余でございます。

負債の部の流動負債は、次期返済長期借入金未払い金等でございます。固定負債は、ほとんどが長期借入金でございます。

流動負債の次期返済借入金と合わせまして、現在のところ県からの借入金が約231億円、日本政策金融公庫からの借入金が約74億円となっております。

次に、収支計算書でございます。

支出の部の事業費は、間伐等の造林事業費及び県有林の保育、管理を受託したもの等の受託事業費でございます。

支払い利息は、日本政策金融公庫からの借入金に係る支払い利息でございます。

借入金返済支出は、県及び日本政策金融公庫からの借入金の元金償還金分でございます。

これらの支出の合計として、6億5,300万円余となっております。

次に、収入の部でございます。

事業収入は、主に間伐材等の売り払い収入及び受託事業収入でございます。

公社有林は、木を植えてからまだ年数がたっておりませんで、本格的な伐採年齢に達していないということや、経営改善の一環として長伐期化を進めていることもございまして、収入の大半は間伐材の販売事業でございまして、間伐材の収入としては1,370万円でございます。

補助金収入は、造林補助金等に係る補助金でございます。

借入金収入は、県からの長期借入金でございまして、収入の合計額は7億3,180万円余となっております。

前のページに戻っていただきまして、正味財産増減計算書でございます。

平成24年度から、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計の3つの会計に区分しております。

表の一番上、一般正味財産増減の部の当期経常外増減額にマイナスの3,880万円余を計上しておりますけれども、これはほとんどが森林資産の減損損失によるものでございまして、伐採をするときには固定資産から流動資産に移すことが必要ですけれども、その際に時価評価を行います。時価評価額が固定資産価格を下回る場合は、その差額を減損損失として計上することになっているというルールに基づいているものでございます。

次のページに行って、Ⅲの事業実績等でございます。

まず、1、分収契約による森林整備でございます。

林業公社による森林整備は、土地所有者と公社が契約を結びまして、林業公社が費用を負担して造林、保育、管理を行いまして、伐採時に木の販売収入を公社と所有者で分け合う、いわゆる分収契約方式で実施しております。

その分収の割合は、当初林業公社が6、土地所有者が4の割合を基本としておりましたけれども、平成4年以降は、林業公社が7、土地所有者が3の割合を基本としております。

平成25年度末の契約件数は1,435件、面積は9,271ヘクタールでございます。

2の主要事業の実績でございますけれども、現在は新規の契約を凍結しておりまして、下刈り・つる切り21ヘクタール、除間伐

130ヘクタール、素材生産14ヘクタール等を実施したところでございます。

最後に、IVの林業公社の経営改善に向けた取り組みでございませう。

林業公社につきましては、長期にわたります木材価格の下落低迷等によりまして、借入金増大など、将来的な収支見通しが大変厳しい状況にございませう。このような中、これまで組織の縮小や職員数の削減、県からの貸付金の無利子化等の経営改善の取り組みを進めてきたところでございませうけれども、平成20年3月に県で設置しました林業公社の経営改善推進委員会から、さらなる改善策に最大限取り組むべきという提言をいただきました。この提言を踏まえまして、現在追加的な経営改善に取り組んでいるところでございませう。

その改善策の1つ目は、長伐期化の推進でございませう。これは、分収相手方の御理解を得まして、通常50年生程度で木を伐採するものを、80年程度に延長いたしまして、公益的機能の維持、増進に加えて、大径材生産による木材収入の向上を図るということでございませう。平成25年度末までに契約変更面積は5,308ヘクタールとなっております。

2つ目の改善策は、分収割合の見直しでございませう。分収割合が林業公社6、土地所有者4の契約につきまして、これも相手方の理解を得まして、個人の場合は7対3に、市町村の場合は8対2に変更をお願いしております。平成25年度末までの契約変更で3,416ヘクタールとなっております。

今後とも、長伐期化及び分収契約の見直し等につきまして、県、公社一体となって経営改善に最大限努力してまいりませう。

森林整備課からは以上でございませう。

○江上林業振興課長 林業振興課でございませう。

予算説明資料の8ページをお願いいたします。

林道災害復旧費の現年林道災害復旧費についてですが、説明欄の市町村が実施する林道施設の災害復旧に補助を行うもので、5,309万6,000円の増額補正をお願いしております。

次に、26ページをお願いいたします。

報告第33号公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出についてであります。

別冊の経営状況を説明する書類をごらんください。

1枚目をお開きください。

ページ右の平成25年度決算概要についてを用いて説明いたします。

まず、1の設立の目的ですが、当基金は、林業事業体に直接雇用されている林業従事者の安定確保と育成を図ることを目的としまして、平成元年11月30日に設立されております。なお、平成24年4月1日から公益財団法人に移行しております。

2の経緯ですが、県、市町村等の出捐により、平成9年度までに32億円を超える基金を積み立てて、社会保険掛金等の助成を行っております。同年度には、法律に基づき、熊本県林業労働力確保支援センターに指定されております。

4の組織等については、記載のとおりであります。

次に、5の基本財産であります。下から2つ目の表をごらんいただきたいと思います。

当基金では、基本財産を運用して事業を実施してまいりましたが、利子収入の不足などから、平成12年度と13、15、22、23、24年度に基本財産の一部を取り崩しております。

また、基本財産の受け入れでは、平成19年、20年度に民間会社から出捐をいただき、現在の基本財産は30億3,793万円となっております。

この基本財産の時価評価と評価損益について、上の枠内に記載しておりますので、御説明いたします。

当基金では、基本財産をユーロ債や国債といった有価証券として、原則、満期保有目的債券として保有しておりますが、事業に充てる利子収入が不足した際に国債の一部を売却したため、評価方法が会計基準により時価評価となり、25年度末の評価損は、ユーロ債及び国債で2億485万円余となっております。しかし、両債券が償還される場合は、元本保証となっておりますので、実際の基本財産には影響はないものと考えております。

次に、6の基本財産の利子収入につきましては、表に記載していますように、低金利が続く中にも多くの利息等の収入を得ており、適正な財産運用がなされていると考えております。

裏面をお願いします。

平成25年度決算の概要について、正味財産増減計算書で御説明いたします。

まず、一般正味財産の増減ですが、当期増減額が、(H)のところですが、52万9,000円となり、期末残高は、(J)の欄のところですが、1,810万5,000円となっております。

次に、指定正味財産の増減ですが、当期増減額は、(K)の欄ですが、2,137万5,000円の増となり、期末残高は、(M)の欄ですが、28億3,307万円余となっております。

一般と指定正味財産を合わせた期末残高は、最下段ですが、28億5,118万円余となっております。

次に、事業実績等であります。

基金は、公益法人として公益目的事業を実施しておりますが、事業費では1億8,872万円余となっております。

事業の内容は、下の表に記載していますように、①の林業労働力確保等に関する事業では、退職金共済や社会保険への加入促進対策

として、延べ1,246人分の助成を行い、また、新規参入者を雇用する事業体への各種の助成も行っております。

②から⑥の事業では、国や県等の補助や委託事業により、林業未経験者を対象とした集合研修やOJT講師養成などの研修を初め、林業事業体への指導、林業技能競技会開催などの広報啓発活動や林業事業体への職業紹介などの事業を行っております。

林業振興課は以上です。よろしく願いいたします。

○塩木森林保全課長 森林保全課でございます。

予算説明資料9ページをお願いいたします。

治山費につきまして、7,600万円余の増額補正をお願いしております。

これは7月の豪雨により発生しました山地の災害地を早急に復旧するものでございます。特に、緊急を要する苓北町の2カ所を国庫補助事業の緊急治山事業で復旧することとしまして、国庫補助の対象とならない箇所を単県治山事業として、県営で5カ所、市と町で11カ所を復旧することとしております。

また、最下段でございますが、治山事業費の債務負担行為の設定をお願いしております。

これは高森町でございますが、広域大水害の復旧として、26年度、治山激特事業で早期発注を進めていましたけれども、地元などとの協議の結果、治山ダムの構造を見直すこととしたものでございます。

結果としまして、事業費の増とともに、調整や構造検討に期間を要したことから発注時期がおくれることとなりましたので、27年度、1億5,000万円の債務負担をお願いいたしまして、26、27年度事業として復旧整備を行うものでございます。

森林整備課は以上でございます。よろしく

お願いいたします。

○平山水産振興課長 水産振興課でございます。

資料の10ページをお願いいたします。

水産物流通対策事業費といたしまして、2,850万円の増額補正をお願いしております。

説明欄にございますとおり、活力あるくまもと水産業づくり事業といたしまして、各地区において策定します浜の活力再生プランに掲げる取り組みの効果をさらに高め、漁家所得の向上につなげていくことを目的といたしまして、プランの策定主体でございます地域水産業再生委員会の活動に対し支援をするものでございます。今回は、先駆的にこの取り組みをされておられます3地区の再生委員会の支援を予定してございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

報告第34号公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

これにつきましては、お手元の別冊のほうをごらんいただきたいと思います。

資料を1枚めくっていただきまして、公益財団法人くまもと里海づくり協会の平成25年度決算概要についてを使って説明させていただきます。

まず、第1、基本情報、設立の目的ですがけれども、当協会は、水産動植物の種苗の生産及び放流並びに水産動植物の育成を計画的かつ効率的に推進する事業を行い、もって熊本県民への水産物供給の安定と海域環境の保全に寄与することを目的として設立されてございます。

次に、2、これまでの経緯といたしましては、昭和59年7月に財団法人熊本県栽培漁業協会として設立されまして、新公益法人制度に基づきまして、公益財団法人くまもと里海づくり協会へ平成23年4月1日付をもって移

行してございます。

次に、組織でございますけれども、評議員12名、理事14名、監事3名、職員11名で業務を執行してございます。

基本金でございますけれども、基本財産は5億9,000万円でございます。県からの出捐金1億9,000万円で、出資比率は32.2%となっています。

続きまして、第2、平成25年度決算の概要、正味財産増減計算書です。

放流用種苗を生産し、配付する公益事業会計、アユの養殖用種苗を生産いたします収益事業等会計、基本財産の運用などを行う法人会計の3会計区分で運営されております。

当期経常増減額は、公益事業会計でマイナス531万円、収益事業等会計で44万円余、法人会計で404万円余となっており、総合計でマイナス81万円余となっております。

また、当期経常外増減額は、総合計でマイナス5万円余、当期一般正味財産増減額は、公益事業会計でマイナス521万円余、収益事業等会計で35万円余、法人会計で399万円余となっております。総合計でマイナス86万円余となっております。

指定正味財産期末残高を加えますと、正味財産期末残高の総合計は7億8,222万円余となっております。

裏面をお願いいたします。

続きまして、第3、事業実績等の里海づくり事業についてですが、まず里海づくり事業では、マダイ、ヒラメなど11種類の水産動植物の種苗の生産及び配付を、県下の市、町、漁協、栽培漁業地域展開協議会等へ行っております。

次に、共同放流事業の推進のため、栽培漁業地域展開協議会へ負担金を支出するとともに、事務局を担っております。さらに、種苗の放流効果の実証のため、魚市場の調査を行っております。

次に、(2)里海づくり技術開発試験では、

クマモト・オイスターの大量種苗生産の技術開発試験及びハマグリ種苗の中間育成技術開発試験を県から受託し、実施しております。また、アワビやウニ類を対象とした餌用の海藻培養試験として、ヒジキの人工種つけ技術の開発を行っております。

次に、(3)里海づくり事業の啓発事業では、八代漁協が実施しております種苗生産や各漁協によるマダイ、ヒラメ等の中間育成及び放流に関し、指導、助言を行っております。また、小学校などの研修依頼を受け入れ、種苗生産等の説明を行ったり、里海づくり事業が県民に広く理解されるよう取り組んでおります。

次に、その他の事業、収益事業になりますが、内水面養殖業の発展を目的に、アユの養殖用種苗を生産し、配付を行っております。

水産振興課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○原田漁港漁場整備課長 予算資料にお戻りいただきたいと思っております。予算資料の11ページをお願いします。

漁港漁場整備課でございますが、漁港建設管理費の水産生産基盤整備事業費で、国庫補助の内示増に伴いまして1,830万円余の増額補正をお願いしております。

この事業は、市、町が施行する漁港整備等に対して補正を行うもので、今回の補正は、熊本市管理の天明漁港の整備促進を図るものでございます。

漁港漁場整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○淵上陽一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思っております。

質疑はありませんか。

○井手順雄委員 報告の中の14ページに関連

する質問でございます。

まず、これだけある資料の中で、水産は2ページですね。少ないなというのがありますが、中の議案も2つしかない。やっぱりこれも、時代の流れじゃないけれども、今までの流れというか、そういったことを今ふと感じたところでございますが、この14ページの中で負担金というようなことがあります。

まず、結局市町村が、例えば各覆砂事業だとか、作漕事業だとか、海に関係する事業を行います。そのときには、県が幾らで、その関係する市町村が幾らで、そこに関係する漁協の負担金というのがあると思うんですが、その辺の状況はどがんですか。

○原田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

例えば覆砂事業等で申しますと、国庫補助事業でやる場合は国が半分補助金として交付がありまして、残り半分のうち、ここに書いています環境整備事業に該当しますが、全体事業費の10%を市町村に負担を求めます。市町村が地元漁協に対してどれぐらいの負担を求めるといえるのかというのは、各市町村の判断となりますが、大体県内の幾つかの市町村におきましては、取ってないところもございまして、取っているところでは全体事業費の5%を取っているという状況でございます。

○井手順雄委員 熊本市の場合はゼロという状況の中で、ほかには5%を負担金として関係する漁協から取っていらっしゃるという状況でありますけれども、実際、今各単協、大変経営が厳しくなっております。というのが、ノリの色落ち、アサリがとれない、二枚貝がとれない、魚が激減している、こういう中で収益というのが、各漁協、一番とれたときの半分以下という状況の中で今経営されているという状況があります。

そういう中で、負担金が、今、例えば1億

ぐらいの覆砂事業をやったら、500万は払わないかぬと、これは無理でしょうということでは断念される。県は、こういった事業がありますからいかがですかというような予算要求をされて、しっかりされて、それがよかろうと思って予算を取ってこられますけれども、対する組合が受けきらぬという状況が今後ますますふえはせんどかということがありません。

そういう中で、市町村に負担を強いるということは、私はもう大変——市町村も厳しい状況があるわけですから、今漁協あたりが抱えている負担金を県がどやんか見てやって、事業ができるような体制ができないのかなということも考えております。

例えば、八代のほうで、今までみおのしゅんせつ、いわゆる海砂利採取を行っていたところが、採取ができなくなった、そういうところが今、3年ぐらい掘ってないわけですから、そこにやっぱり砂がたまって船の運航に支障を来しているというような漁民の声がある、しかし、県は、そこをそれなら掘りましょと、工事で掘りましょとした場合、対象とする漁協が、負担金を出しきらぬけんやめてくださいと、こういったことになってきた状況もあるわけですね。

そこら辺をどやんか改善していただいて、スムーズに、海域環境の保全を図るという意味で、そういった事業ができないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○原田漁港漁場整備課長 確かに委員おっしゃったように、八代海におきましては、関係7漁協のうち、負担してでもやりたいというのは1漁協ございました。ただ、負担金の関係で、ちょっと今回は見合わせたいという漁協も確かにございます。

ただ、先ほど申しましたように、特定のその地域に係る分ということなので、県からやっぱり市町村には負担を求めることになろう

かとは思いますが。ただ、市町村が、地元の漁協に対してどうするかというのは市町村の判断によるもので、なかなかここで県のほうからどうこうしろとは言いつらいところはあるんですが、今の漁協の経営状況等を勘案して、市町村と話し合いの場を持つことは可能かなというのは考えております。

○井手順雄委員 そぎゃんこつ言うたっちゃ、市町村はしきらぬですもん。だけん、県が国に——県の事業だったら、国にその5%をお願いしますとか、何らかの対応をしてもらわぬと、今後、工事で全部発注して、各負担金をくださいなんて言ったっちゃ、それはもう工事自体ができなくなるし、せっかく特措法があるわけですから、法律が、そういうところを活用して国に申し上げるとか、そういったことも私は県は必要かなと。何のための法律なんだということですよ。ぜひともその辺は今後やっていただきたいと思うし、いろんな意味で、漁協の経営状況というのもありますので、やっぱりそういうところもやっていただきたいと思います。

○瀧上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

○岩中伸司委員 先ほどくまもと里海づくりの報告をいただきましたが、なかなか今有明海、八代海を含めて漁獲量も上がらない。私も一般質問でアサリの生産について質問したんですけども、この中では、それぞれ魚や貝類はあるんですが、アサリは全然触れてないようなんですが、それは違うのかな。

○平山水産振興課長 アサリに関しましては、非常に種苗量産を民間ベースで行っているところがございます。ですから、そちらからまず稚貝を入手いたしまして、水産研究センターのほうで——この事業としてではなく

て、まだ試験の段階ですけれども、中間育成をして漁場に放流するといった取り組みを、研究を進めているところでございます。

○岩中伸司委員　そういう報告を私も聞いたんですけれども、それでもなかなかアサリの再生ができないというふうな現状の中で、特に私は、荒尾の地域では、本当にいろんな努力をされながら、覆砂、作濡、いろんな努力をする中で、一定の回復はあるものの、基本的なところは非常にわからないというふうなところなんです。いわゆる自然の循環がもうなくなっているのかなというふうな思いがあるんですけれども、里海づくりでそういう海の再生ということに力を入れてありますけれども、現実問題としては後手後手になっているような気がするんですけれども、その辺の展望は何かありますか。

○平山水産振興課長　特にアサリにつきましては、干潟の一番生産の底辺を支える産物でございますので、まず干潟の環境を整えるといった取り組み、それと、もともと天然海にアサリの稚貝、卵はございますので、それを効率的に集める取り組み、荒尾地区でも北部地区でもやられておりますけれども、ケアシエルといったものを使ってアサリの定着を進める取り組みをなされておられまして、それぞれの地域で効果が見えつつございます。

　　そうやって効果的に集めた今度はアサリを、ほかの競合生物から守るための漁場の耕うんですとか、そういうことを漁民の皆さん方が地道に取り組んでおられまして、それぞれの取り組みが少しずつ効果の見えてきたところでございますので、今見えているアサリを大事に育てるといったところを進めていくことが一番近道なのかなと思っております。

○岩中伸司委員　海の中で、やっぱりヘドロ化というのがどんどん進んでいって、やっぱ

りアサリが定着できないのかなというように思うんですが、ヘドロ化についてはどうですか。

○平山水産振興課長　それぞれの地区の漁業者の皆様方から、そういうお言葉もいただいております。ただ、何分に海域が非常に広範囲になりますので、単県だけの取り組みではちょっと届かないところはございます。これは有明海——今後、有明海の再生のための4県の協議が始まることになりますので、これは有明海全体を見据えて、国として主体的に取り組んでいただけるように、私どもからもお願いをしていきたいと思っております。

○岩中伸司委員　ぜひ昔のような海によみがえるような形にしてほしいと思うのですが、例えば今アサリの問題を出しましたが、アサリを害敵から守るためにということで、もう10何年前か——私も記憶が薄れているんですが、マジック退治を——マジックがアサリを食べるということで、それを大々的にマジックをやっぴりそういうアサリの漁場からなくしていくというようなことで努力をしたんですけれども、ずっとマジックが沖のほうへ行って、最近ではマジックが一番高価なものになって、1匹100円ぐらいで売ってあるんですね。非常にマジック釣りは、大変みんな今盛んにやっているんですね。

　　自然界の中はなかなかわからないというふうに思いますので、ぜひ、いろんな法律もつくられています。今後4県で話を進めていくということですので、もう一度宝の海と言われとった、そういう海にしてほしいなというふうな思いがいっぱいありますので、よろしく願いしておきます。

○井手順雄委員　その4県協議というのは、祐三ちゃんが質問したあれでしょう。それは国の所管はどこですか。

○平山水産振興課長 今度始まる……

○井手順雄委員 いやいや、今までの。今までずっと10何年やっているでしょう、協議会。それは、所管はどこだったんですか。

○平山水産振興課長 特措法に基づいて設置されている会議の場が、これは環境省が中心になったところがございませうけれども、そちらでの協議がなかなか進まないといったところで、一方で、諫早干拓の開門問題で、これは農林水産省の所管になりますけれども、環境を改善して資源を回復させるための協議会ということで、農林水産省が中心になって設置した会議がございませう。

○井手順雄委員 どこが所管ですかと。国の担当課はどこですか。

○平山水産振興課長 農林水産省の農村振興局になります。

○井手順雄委員 有明海の再生を図るために立ち上げたところの所管が、何で農政なんですか。それを一番おかしいと私は思います。

そういう中で、今までそういう協議会の中で、毎年協議がされています。その中で、どういった予算枠かという、7億ぐらいの予算を今有明海で消化する中で、その事業内容が、貝桁清掃、あといろんな魚の放流と魚の実態調査、こういったところをずっとしてきてるわけですね。有明海を抜本的に改善していくための協議の場ということであれば、そういうことじゃなしに、何でそういった帳面消しみたいな事業しかその場はやってないのかなと。

いろいろ議事録等も見てみますと、いろんな意見が出ていると言いなはるけれども、実際予算化していくのは、毎年同じ事業ですよ。

私は何もなっていないなというふうな思いがあります。しかし、今回は、それに水産庁だとか、いわゆる水産関連が入ってきた。これは喜ばしいことであるというふうに思いますが、何で今ごろかという話ですよ、逆に言うならば。だけん、俺も中に入れてくださいと、俺はやかましゅう言うけんと言いよったつばってん、入れてくれぬだった経緯がありますけれども、ですから、今岩中先生の話の中に、やはりこのへドロ化、いわゆる4県が抱える問題というのは、やっぱりこれは抜本的な対策はどうしたらいいのかと。干潟の再生なんですよ。

そういった意味では、今度の10月にある会議は、浦田先生が一般質問の中でおっしゃったように、やはり熊本県が筆頭で意見を——予算じゃなかつたですよ。予算は関係なくて、こうすればよくなるんじゃないですかという提言ですよ。提案。それを行って、みんなが、知事が4県、そうですねとなったときから予算化していくというようなきっかけというのを、ぜひとも熊本県でやっていただきたい。部長、いかがでしょうか。

○梅本茂農林水産部長 ありがとうございます。

先ほどから水産関係について御意見をいただいておりますけれども、海の再生については、本当に総力でかからないと、なかなか前に進まないと思っております。

ここは、1つは、ハード、覆砂とか作滞とかのハード事業と、先ほど答弁しましたソフト事業、これをぜひ組み合わせて総合的にやっていくこと、それが1つなんですけれども、もう一つは、先ほどからありますように、県だけあるいは市町村だけ、漁協だけではとても無理でございます。それで、国、県、市町村、それから漁協、地元と一体となった取り組みというのを、その仕組みづくりをする必要があると思っております。

その一つのきっかけが今度の4県会議でありますけれども、その前に、大きな枠組みとして特措法の、先ほど御指摘ありました位置づけというのがきちとなされておるものですから、その特措法の位置づけを再度確認しながら、そして国に、水産関係だけでなく、知事が答弁しましたように、国交省とか環境省とかも出た中で、国も本気になって取り組む体制づくりを提言して、そして、具体的な取り組みについては国がイニシアチブをとらないかぬですけれども、各県からの考えをきちと受けて、提言を受けて取り組むという形にまで持っていく、そういうのが今後の課題だと思っております。

遅過ぎるという御指摘がございましたけれども、本気になって、そして総合的に、みんなが主体性を持って取り組まなくちゃいけない、そういうことをきちと主張しながらやらせていただきたいと思っております。

○井手順雄委員 そのことを、本県が先頭を切って、リーダーシップをとってお願いしたいというふうに思いますし、ある一方で、諫干の開門等をなして、それを棚上げして、そういった有明海再生というのはもってのほかと言う人もいらっしゃいます。じゃあないんですね。そこはそこで取り決めていかななくちゃいけないんですが、諫早関係以前、その問題よりも、環境が、有明海自体がおかしくなっている、これをどやんかしていかななくちゃいけないと。これは並行していくという考え方で、私は進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

○浦田祐三子委員 私も、先ほど井手委員からお話がありましたように、一般質問させて

いただいたわけですがけれども、本当にまたとない好機だというふうに思います。これまで、既存の協議会が10年間あった中で、ある意味改善がなされてこなかったわけですので、やっぱり今度は関係省庁もしっかり巻き込んでいただけるような、熊本県からの発信をしていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○堤泰宏委員 海の次に今度は山から。

この野菜価格安定資金協会、これは昔は野菜価格安定基金協会て言いよったつですか。それはいいですよ。そして、この畜産公社の中に昔の畜産物価格安定基金協会が併合されていますもんね。この価格安定といえますか、まあ補填金を支出する部署、協会とか公社とか名前がついていますけれども、野菜と畜産物と、それからこれは品目別にかなりあるような気がするんですけど、またこれは野菜安定基金の中のこの該当する作物とかですよね。ちょっとそれを教えてください。

それから、畜産公社の中の昔の畜産物安定基金協会に該当する、まあ子牛価格だったですかね、前は。枝肉は含まれとらぬだったかな。その2つをちょっと教えてください。そしてまたお尋ねします。

○古場園芸課長 まず、野菜価格安定資金協会の関係でございます。

1つが、品目がどういうやつがあるかと…

○堤泰宏委員 だけん、お金をもらわるとかがどぎゃんとかあるかということですか。

○古場園芸課長 3ページのところをごらんになっていただきたいと思っております。

この説明する書類のところの3ページのところでございますけれども、ここに、支払ったやつと支払わなかったやつということで品

目、特定野菜で、アスパラガスから10……

○堤泰宏委員 ざっとよかですよ。

○古場園芸課長 それから、指定野菜で、また春キャベツから秋冬の里芋までございます。それから、県内需要型ということで6品目というふうな状況でございます。

○矢野畜産課長 畜産課でございます。

畜産物の価格安定の制度の対象でございますけれども、先ほどの別冊の畜産協会の経営状況を説明する資料がございますけれども、御説明いたしました決算概要の裏面でございます。

下のほうの3番でございますけれども、丸で書いてございますけれども、主な取り組みということで、肉用子牛生産者補給金制度、それから、下のポツでございますが、肉用牛肥育経営安定特別対策事業、この2点を畜産協会のほうが今実施をいたしております。

○堤泰宏委員 この野菜のところですよ。こんなにも、私もさっき見たんですけれども、大変細々載っていますが、これは査定というのが、前はこれは農家の積立金もあったんでしょ。今はもうないとですか。

○古場園芸課長 この金目の話なんですけれども、これは国と、それから県、それから農家といいますか、農業団体で積み立てるといふ仕組みになっております。

○堤泰宏委員 農業団体というと、もうこれは連合会クラスですか。

○古場園芸課長 はい、農協になります。

○堤泰宏委員 単協も積み立てとるわけですかいね。

○古場園芸課長 はい。

○堤泰宏委員 単協は、今生産者からこれは取りよらぬとじゃないですか。

○古場園芸課長 取っているやつ——ちょっとそこは調べたいと思いますけれども、農協が負担しているところもございます。

○堤泰宏委員 だけん、生産者から取らぬで、農協が代行で納めとるところもあるということですね。

○古場園芸課長 はい。

○堤泰宏委員 それで、いろいろ生産者のお話を聞くと、取つとるところ、取ってないところ、だけん、もう取らぬなら取らぬに決めんと、何かいろいろ声が聞こえてくるような気がしますもんね。

それから、この品目をもう少し——何かあんまり細かっですよな、春キャベツとか、冬キャベツとか。だけん、何か品目をもう少しあれしなはったがよくないかと思うですね。生産者も、そうしますと、ある程度の規模以上は積立金を出す可能性もありますもんね。これは私の意見を聞いてもらいよるだけだけんな。どぎゃんしてくれとかじゃないわけですね。そこはお願いしたいと思います。

というのが、もう皆さん御存じのように、野菜というのは、非常に今産地が移動して厳しくなっていますもんね。もう阿蘇のイチゴの導入農家なんか、ほとんどやめつつあるんですよ。最初はかなり初期投資をして、一生懸命参入したけれども、やっぱりあんまりよくないということですね。

価格安定の以前に、もう通常価格、それから生産コストで利益が出ないというようなところがあるんですよ。生産コストがかから

なくて、価格が少し安くても農家は収益がある。価格がある程度高くても、生産コストが物すごくかかるとれば収益がないと。特に燃料なんかそうですよね。ですから、表面の価格と、またそれは違うところがあるですね。だから、そこら辺を今から考えないかぬ時期じゃないかなと思うてちょっとお尋ねをしました。これは野菜の話ですね。

そして、畜産のほうが、子牛と肥育の出荷の、まあ枝肉ですよね。両方にある程度の一定の価格の基準を設けて不足分を補填しとる。これはもう畜産農家は、生産者から確実に、まあ分担金と言うんですか、あれは取っているでしょう。

○矢野畜産課長 畜産関係の価格安定制度でございますけれども、例えば肉用子牛価格安定対策事業でございますけれども、生産者積立金につきましては、国が2分の1、県が4分の1、それから受益者の方、生産者の方が4分の1という形で掛金を積み立てするという仕組みになってございます。

○堤泰宏委員 肥育は。

○矢野畜産課長 肥育につきましては、生産者積立金ということで、生産者と国が1対3という形で積み立てる形になってございます。

○堤泰宏委員 肥育は規模が大きいけん、そういうことでしょうか。わかりました。

○岩中伸司委員 農業問題で私も非常に興味があるんですが、新規就農は、全国的に見れば熊本県は非常に、まあ順調にとまでもいかぬでも、結局は今のところ、これで報告をされているのは337かな。ただ、新規学卒の就農というのはやっぱり多くないし、Uターン、その他でいけば、この10年間でも約100

名近くは多くなっているということですけども、そういうところで先ほど公社の説明をいただきました。

農業公社の経営状況の説明の中で、新規就農支援事業の中で相談件数が715件ということの報告をいただきましたが、これは結構新規の就農者の相談だと思うんですが、内容はどういう形になっていますかね。

○國武担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

昨年、相談がございまして、715件の相談を新規就農支援センターということでいただいております。

相談内容はいろいろでございます。作物の何をつくるかという話もございまして、あと土地を確保したいといったような御相談、いろんな御相談をいただいているところでございます。

○岩中伸司委員 全般にわたっての相談で、なかなか答えにくいと思うんですが、今堤委員からの話もあったように、野菜の値段も、やっぱり米の値段にしても、農業を本当にやって生活ができるかどうかという不安がたくさんあると思うんですね。で、なかなかやっぱり農業に参入していかない。そして、または担い手が次の代で農業を継がぬで違う仕事についていくというようなことがずっと今多くなっていて、私は、大規模化がどんどん進められていますけれども、もっと根本のところを、農業で本当に飯が食えるというか、これは稼げる農業ということですが、そんなところをしっかりとやっぱりやっていかないと、本当に農業に参入する若者はいないんじゃないかと思うんですね。

ただ、私なんか、これはもう家庭菜園にちょっと毛の生えたことですから、本当に農業の何というか、楽しさというか、生産できていく、育つ、そういうのを見ながら、本当に

農業が一番大事なところなんだというふうな、そういう人たちがこれからやっぱり逆な意味でふえていくような、そういう政策は何かないかなといつも思うんですが、何か具体的にはありますか。

○國武担い手・企業参入支援課長 新規就農者の方については、委員御指摘のとおり、直接的な学卒の方というのは確かに減ってきております。ただ、年齢の分布を見ますと、当然Uターンされている方、それから新規就農の方も、非常に幅広くなっております。外でいろいろほかの経験をされて、また戻ってきて親元で就農される方とかいう方もふえてきていますし、委員がおっしゃったように、定年近くになって戻ってこられる方もふえているという実情でございます。

そういう中で、県といたしましては、新規就農支援センターワンストップ化ということで、相談窓口として設けまして、各振興局の普及と一緒に、切れ目のない相談ということで、資金の支援を初めとして、相談をしてフォローしているという状況でございます。

○岩中伸司委員 それと、新規に参入していかうとした場合に、非常にいろんな補助金使ってやっていく場合には、展望が、自分なりの確証がなければ、それに参入できないような仕組みになっていますね、いろんな意味で。例えば耕作放棄地の問題についても、補助金もらうようにすれば、5年間の計画書を出したりとかいろんなことがあったり、それはある意味では、公金を使うわけですから、当然なことかもしれませんけれども、例えば親の農業を継いでいこうという青年があらわれても、補助金を使って、例えばいろんな設備を、ハウスならハウスをつくっていかうとするときにも、何か思い切って参入できないというふうなことも聞くんですね。

それは、農業に対するその人の構えの問題もあると思うんですけども、そこら辺がもう少しやっぱり柔軟にできればもっといいんじゃないかなと。だからといってあんまり柔軟過ぎたら、これまたやっぱり遊び半分とは言わないまでも、真剣に農業を自分の職業として続けていこうとする人がいなくなっていくこともあると思いますけれども、とにかくやっぱり今は、国が言っているのは規模拡大、農業集積ばかりが強調されていますので、日本の独特のやっぱり中山間地が多いところですから、一人でも多くの農業参入の人がふえていかなければいけないというように思いますので、しっかり頑張って努力をしていただきたいと思います。要望でいいです。

○瀧上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

○浦田祐三子委員 済みません、先ほどから新規就農のお話とかありましたけれども、漁業も農業もやっぱり大変な中にあるかと思うんですけども、今、林業ですね、済みません、私は地元にあんまり林業がないので、詳しくちょっとお話聞く機会がないんですけども、今いろんな事業をされていらっしゃるんですけども、林業の新規就労率であったり、そういった熊本県の現状をお聞かせいただけないでしょうか。

○江上林業振興課長 新規就労は、現在、大体この5年間、年間100名程度の新規就労があります。定着率は、その中で6割から7割ぐらいが定着しております。

○浦田祐三子委員 ちなみに、やっぱりどれくらい収入があるのかは把握されていらっしゃるんですか。

○江上林業振興課長 作業班と言いますけれ

ども、森林整備をする人たちで、一番収入が年間通じて350万から400万ぐらい。一番最初の経験がない方々は200万ぐらいです。

○浦田祐三子委員 一番多くて400万ぐらいというふうに考えていいんですね。

いろいろ今災害がある中で、やっぱり山をきちんと整えていくことは非常に大事じゃないかなというふうに災害の観点からも思うんですけれども、この前、テレビで自伐林業というのが特集であっていたんですけれども、ああいう形で何か若い人たちが参入できるような、そういった、何というんですか、体験学習会をされていていらっしゃるんですけど、そういったこともされていていらっしゃるんですか。

○江上林業振興課長 自伐林家、自分の山を自分で切って収入を得るということで、その辺も講習会を、作業をするにはチェーンソーやら機械等要りますので、そういう講習会をやったりとか、その辺の対策もやっております。

○浦田祐三子委員 やりようによっては何か楽しいのかなというふうに思ったんですけれども、まあ収入があればですね。そのテレビの中では、ちょっとした端材とかでもやっぱり売り場所がある。それで収入になると、やっぱり自分で稼いだ分、何かもっとやりがいが出てくるのかなというのを感じ取ったんですけれども、ちょっとまだしっかり応援していかなければいけない部分もたくさんあるかと思っておりますので、またその点も含めてお願いをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第19号、第21号から第23号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

第1号外4件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認め、よって、第1号外4件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が2件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思っております。

それでは、担当課長から報告をお願いします。

○潮崎むらづくり課長 むらづくり課でございます。

別冊の報告資料に基づきまして、平成25年度の野生鳥獣による被害状況について報告をいたします。

資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、農作物の被害の概要ですが、前年度より6,400万円減少し、4億5,500万円となり

ました。3年連続で減少し、過去10年で最も低い額となりましたが、依然として高い水準にあると考えております。

主な鳥獣の被害割合は、イノシシが全体の62%と最も多く、次にカラスの19%、鹿の9%の順になっております。

被害が減少した主な理由としましては、1つ目には、地域ぐるみで行っています侵入防止柵の設置や有害捕獲によりイノシシや猿の被害が減ったこと、2つ目には、前年度に比べ飛来が少なかったヒヨドリの被害が減ったことなどです。ただ、鹿につきましては、森林被害とは別に、牧草への被害を中心に被害額が増加をしております。

2ページをお願いいたします。

地域別に被害額の推移をあらわしております。

全地域で被害額は減少しておりますが、阿蘇地域において、鹿の被害が増加しております。

左下の円グラフは、作物別の被害金額です。果樹が最も多く、野菜、稲の順となっております。この3つで全体の9割を占めております。

次に、森林被害の概要でございます。

鹿による森林への新規被害面積は、25年度は757ヘクタールで、前年度より165ヘクタール減少をしております。森林被害は、主に球磨・八代地域を中心に、ほとんどが県南地域で発生しておりますが、全体的には減少傾向にございます。

なお、鹿による森林被害額は、被害の程度の評価が難しいことから、全国的にも把握されてはおりません。

以上が被害の状況でございます。

次に、3ページをお願いします。

これは、参考資料として、現在実施しております被害防止対策を紹介したものです。

個々の説明は省略いたしますが、庁内関係各課と広域本部が連携いたしまして、総合的

な対策に取り組んでおります。

なお、右側の県の対策で、赤い文字の部分、例えば普及指導員のスキルアップとか、鹿の生息調査など、これは今年度新規の取り組みをあらわしているものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

これも参考資料でございますが、被害を低減するためには、農地に侵入させない取り組みとあわせまして、さらなる捕獲の強化が必要でございます。幸い、本年5月に鳥獣保護法が改正され、これまでの保護の視点に、管理、いわゆる捕獲の視点加わることになりました。

都道府県による管理計画の策定や規制緩和などがポイントになっておりますが、本県では、これに先行いたしまして、独自に鹿の生息調査や広域捕獲隊の設置に向けて取り組んでおります。今後の捕獲強化につなげてまいりたいと考えております。

最後に、5ページでございます。

これは関連データとして捕獲頭数の推移などを添付しておりますので、参考にごらんいただけたらと思います。

以上で報告を終わります。

○園田農業技術課長 地下水と土を育む農業の推進についての報告をさせていただきます。

1ページをお開きください。

現状と課題についてでございますが、本県では、環境に優しい農業を推進しております。これまで土づくり・減農薬運動に取り組んでおります。現在はくまもとグリーン農業を展開しております。それによりまして、下のグラフにありますような化学肥料につきましては、6割の削減ができてきているところでございます。

課題といたしましては、熊本の地下水やミネラルの豊富な土を未来に引き継いでいくた

めには、これらの取り組みをさらに発展させる必要があるというふうに思っております。

2ページをお開きください。

「地下水と土を育む農業推進条例（仮称）」のねらいでございます。

熊本の地下水と土を50年あるいは100年の未来に引き継いでいくためには、恒久的な対策が必要ということでございます。

地下水に関連いたしましては、既に地下水保全条例がございます。下の段の右側に書いておりますように、地下水保全条例は、事業者に対する規制によって地下水を保全するものでございます。

今回の条例につきましては、規制ではなくて、農業を通して地下水と土を育てていくということを目的といたしまして、この5本の柱を考えておるところでございます。

1本目は、県民と協働した県民運動の展開、それから2つ目が、化学肥料及び農薬の低減と土づくりの推進、3つ目が、良質堆肥の生産及び広域流通の推進、4つ目が、水田農業の積極的な利用による地下水涵養、それから5つ目が、これらを支えるための試験研究及び技術の普及でございます。

3ページをお願いいたします。

3ページは、左側に、今申し上げました5つの柱、これを基本的施策といたしまして、右側に、その具体的な取り組みを示しているところでございます。

まず最初に、県民と協働した県民運動の展開でございますが、具体的な取り組みといたしましては、県民会議を設置いたしまして、県民全体で推進する運動を展開する、あるいは理解促進を図るためのPR活動、販路拡大に向けた取り組みなどを考えておるところでございます。

次に、2番目に、化学肥料及び農薬の低減と土づくりの推進でございますが、くまもとグリーン農業の理解促進、それから堆肥の活用と土壌分析による適正な施肥を推進するこ

と、また、これらを行うための技術導入への支援や直接払い制度の活用、そういったものを進めてまいりたいと思っております。

それから、3番目の良質堆肥の生産及び広域流通の推進ですが、良質な堆肥をつくって、畜産の盛んな地域から堆肥を広域に流通させまして、野菜や水稻農家などの耕種農家へ供給するという耕畜連携を推進いたします。

それから、4番目でございますが、水田農業の積極的な利用による地下水涵養です。飼料用米などの作付を拡大するあるいは水張り水田の促進、そういった地下水浄化にすぐれた水田を積極的に利用いたしまして、地下水の涵養、それから用水の確保、そういったものに取り組んでいきたいというふうなことでございます。

それから、5番目ですが、試験研究、技術の普及ということで、これは、これらの農業を発展させるための技術開発と普及、それから県内の大学と連携した調査研究、それから農業者が最新技術を得るための講習会とか研修会とか、そういった環境の整備を実施したいと思っております。

4ページをお願いいたします。

条例——この仮称の条例ですが、の概要でございます。

まず、前文ですが、前文は、条例の背景や考え方について整理をしております。

本県の生活用水の8割を賄っております地下水の重要性、それから、熊本地域の地下水は江戸時代の開田によって水量が豊富になったことなど、農業と地下水の密接な関係を述べるとともに、農業の発展が本県の発展に寄与してきたこと、これまで全国に先駆けた取り組みを行ってきたこと、さらに、農業を通じた取り組みを恒久的なものにするための推進の重要性について述べております。

次に、基本理念です。

県と農業者、県民が協働して推進するこ

と、それから、生産された農畜産物の価値を理解して、積極的に流通、消費することを規定いたします。

それから、農業推進計画につきましては、計画的に推進するために、計画を策定して、その計画に農業者あるいは県民の意見を反映することを規定いたします。

県民会議につきましては、地下水と土を育む農業推進県民会議——これは仮称でございますが、の設置について規定いたします。

それから、関係者の責務及び役割といたしまして、県、市町村、農業者、農畜産物の販売業者、県民の役割について規定をいたします。

それから、基本的施策につきましては、前のページで説明いたしました5つの柱で取り組むということで規定をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

この5つの基本的施策を踏まえました取り組みのイメージでございます。

左上の図につきましては、畜産農家が良質堆肥の生産に取り組みまして、その堆肥を耕種農家へと広域流通をさせます。耕種農家は、その堆肥を使いまして、土壌分析に基づく適正な施肥、あるいは化学肥料や減農薬の取り組みを行っていきます。特に、水田で飼料用米の生産を拡大することによって、その収穫物を家畜の餌として畜産農家が利用することで、国産飼料の自給率を向上させるというような循環ができてまいります。

これらの取り組みを支えるのが右側の県民でございます。県民運動を展開しつつ、理解促進を図りながら、農畜産物を購入していただく。

また、その下にあります研究機関、普及組織については、これらの取り組みを技術的に支えていくということにしております。

7ページは、これらの取り組みの地下水への効果について示しております。

上の枠内は、質的改善の例示でございます。

左側は、堆肥に含まれる肥料成分を施肥量として計算するというので、化学肥料を削減します。それによって、窒素の地下への溶脱を低減する効果を示したものでございます。

それから、右側は、レンゲとか菜種などの緑肥作物を作付することによりまして施肥量を削減する方法ですが、水稻の場合、レンゲでは窒素の施肥量を5割削減できるということでございます。また、水田では、土壌中の窒素を窒素ガスに変えて空気中に放出する作用がございまして、地下への窒素の浸透が抑えられるということでございます。

下の段は、水田の活用によりまして、地下水の涵養量をふやすことができるということを示しております。例えば、飼料用米を2,900ヘクタール栽培することによりまして、1日に約73万トンの地下水が涵養されるという効果が考えられるということでございます。このような取り組みを展開していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○瀧上陽一委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。——なければ、報告に対する質疑を終了したいと思います。

次に、その他で何かありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○瀧上陽一委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書が1件提出されておりますので、参考として手元に写しを配付しております。

次の委員会については、11月7日金曜日午後1時30分から予定しております。

なお、正式通知については、後日文書で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして第5回農林水産常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時37分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

農林水産常任委員会委員長